

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられます。法改正及び政府の方針を踏まえ、次のとおり、5月8日以降の学校における感染症対策についてお知らせします。

1 基本的な感染症対策について

- 引き続き、「手洗い」「咳工チケット」などの感染症対策を行っていきます。
- 当面の間、「常時換気」を行います。夏季、冬季、荒天時など常時換気が難しい場合は、できる限りこまめに換気を行います。
- ご家庭・学校それぞれの児童生徒の健康観察は継続します。発熱や咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合には登校を控え、自宅で休養するようお願いします。

2 感染流行期の感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合は、基本的な感染症対策に加えて、次の対策を行います。
・大声での会話を控える ・身体的距離の確保
- 感染症流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒にマスクの着用を推奨することがあります。ただし、マスクの着用を強いることがないように対応します。

3 出欠席の取扱いについて

- 新型コロナウイルスの検査等で児童生徒の陽性が判明した場合は、出席停止となりますので速やかに学校へご連絡をお願いします。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(令和5年5月8日から施行)

※ 登校の際には、インフルエンザと同様、保護者の記入による「新型コロナウイルス感染症治癒報告書（各学校のHPに掲載）」を提出していただくことになります。

- ご家庭での濃厚接触者の取扱いはなくなります。
- 感染が不安で休ませたいとの意向がある場合は、学校に相談してください。同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると判断する場合は、学校長判断で欠席にはなりません。

4 マスクの着脱について

- 学校教育活動において、児童生徒・教職員ともにマスクの着用を求めません。また、感染流行期を除いて、距離の制限はありません。
- 登校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、積極的にマスクを外すよう呼びかけます。ご家庭でもお子様にお話いただきますようご理解、ご協力をお願いします。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう丁寧に指導を行います。